

製品売買基本約款

買主とNIPPPOグループ会社（以下、「売主」という。別紙1参照）は、売主の取扱いに係る製品等（以下、「本製品」という。）の基本事項について、以下のとおり製品売買基本約款（以下、「本約款」という。）に合意したものとして取り扱う。

第1条（取引の基本原則）

買主及び売主は、相互利益のために本約款に定める各条項を遵守し、公正な取引を行うものとする。

第2条（目的）

買主は、売主に本製品を注文し、売主は、買主の注文に応じ本製品を安定的に供給する。

第3条（本約款の適用）

- 本約款は、買主及び売主間における売買に関する全ての取引（以下、「本取引」という。）に適用されるものとする。
- 本約款は、民法548条の2が定める定型約款に該当する。

第4条（本約款の変更）

- 売主は、以下の場合において、売主の裁量により、本約款を変更できるものとする。
 - 本約款の変更が、買主の一般の利益に適合するとき
 - 本約款の変更が、契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 売主は、前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の2週間前までに、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその有効となる日を株式会社NIPPPOのウェブサイトに掲示する。
- 変更後の本約款の効力発生日以降に買主が本取引を利用した時は、買主が本約款の変更に同意したものとみなす。

第5条（個別契約）

買主及び売主間で本製品の個々の売買契約（製品売買基本約款を含む）を締結した場合（以下、「個別契約」という。）は、個別契約を優先する。

第6条（売買の成立）

- 買主及び売主間の売買は、買主が売主に対し、製品の発注年月日、品番、単価、納期、受渡場所、その他必要な事項を掲載した注文書（出荷）依頼書等を交付し、売主がこれを受諾し、注文請書等を交付した時に成立する。
- 前項の定めにかかわらず、買主及び売主の合意の下、次の各号の一に該当した時は、注文書または注文請書に代わり売買が成立したものとする。
 - 買主または買主の権限代行者が売主の提示する合材注文確認書にサインした場合
 - 通信回線による通知
 - 磁気記録媒体等の交付
 - その他買主と売主が別途協議して定めた方法

第7条（本約款と個別契約）

- 本約款は、前条により成立した個々の売買契約に対して適用される。
- 本約款の条項と個別契約の条項が抵触する場合、個別契約の条項を優先して適用する。

第8条（売買価格）

本製品の売買価格は、買主と売主が協議のうえ、決定する。

第9条（代金の支払）

- 売主の買主に対する本製品の販売代金は、買主が指定する締切日をもって、売主が出荷した金額を集計した明確な請求書を買主に送付する。売主作成の請求書に計算間違いがある場合には、買主は遅延なく売主に連絡を行い、買主及び売主が協議のうえ、解決するものとする。
- 買主は売主からの請求書を受領後に、売主が指定する金融機関の口座に振込んで支払うものとする。ただし、買主及び売主の協議により、支払方法を別途定めることができる。

第10条（相殺）

- 売主が買主に対して債務を有するときは、売主はその債務額の範囲内で売主が買主に有する債権額と相殺することができる。
- 売主の出資する共同企業体が、買主に対して債務を有するときは、売主は、買主に対して有する債権額と相殺することができる。

第11条（売買数量の確定）

本製品の売買数量は、売主の出荷時の秤量数量によるものとする。

第12条（納期の厳守）

- 納期とは、買主の指定する場所に本製品を納入する期日をいう。
- 売主は、個別契約に定めた納期の厳守に努めることとする。

第13条（納期の変更）

- 売主は、納期までに本製品を納入できない恐れがある場合は、直ちにその理由及び納入日時を買主に申し出て、買主の指示を受けるものとする。
- 買主は、納期までに本製品が納入されず、これにより損害を被った場合、その損害の賠償を売主に請求できるものとし、賠償額は買主及び売主間の協議により定めるものとする。

第14条（不可抗力）

- 天変地異等における買主または売主のいずれの責にも帰すことのできない不可抗力事由により、本約款及び個別契約に基づく義務の履行が遅延または不能となった場合は、買主及び売主のいずれも相手方に対して一切賠償の責を負わず、本約款及び個別契約上の義務についても免責される。
- 前項に定める事由が発生した場合においても、買主及び売主は、その影響を最小限にとどめ、当該影響が同事由の終了後、可及的速やかに解消するよう努めるものとする。
- 買主及び売主は、第1項に定める事由が発生する恐れが生じた場合は、同事由が発生した場合の対策につき、相互協調の精神に則り、速やかに協議するものとする。

第15条（納入）

- 本製品の受渡条件は、工場渡しまたは現場渡しとする。
- 現場渡しの場合、運搬途中の本製品の品質保全及び運搬上の危険負担は、売主の責任とする。

成績表等の品質を証明するもの入手し、納入製品・伝票等により要求品質規格を確認のうえ、受け入れるものとする。

第16条（所有権の移転及び危険負担）

- 買主は、第6条及び第15条に定める本製品の受渡時に、本製品の温度及び積荷の秤量数量を確認した上で、荷受するものとし、その受渡完了時をもって、本製品の所有権は売主から買主に移転する。
- 売主による本製品の受渡完了前に生じた本製品の滅失、毀損、減量、変質その他の損害は、買主の責めに帰するものを除き、売主の負担とし、受渡完了後に生じたこれらの損害は、売主の責めに帰するものを除き、買主の負担とする。

第17条（受領書の発行）

買主は、本製品を受領したときは、その都度直ちに買主または買主の指定先から売主または売主の仕入先宛に本製品の受領書を発行するものとする。なお、この受領書をもって買主及び売主間の本製品の受渡事実の確認とする。

第18条（品質に関する第三者の許認可）

売主は、現に有するまたは将来取得する品質に関する規格・基準について、第三者から認証・認定等の許認可を受けた場合は、本製品に関係する範囲内の許認可証の写しを延滞なく買主に届出し、買主は受領する。また、抹消された時も同様とする。

第19条（契約不適合責任）

- 買主は、本製品において、種類、品質または数量に関して本約款、個別契約、または買主及び売主間にて締結したその他の契約に明示的に記載された条件に適合しないこと（以下、「契約不適合」という。）を発見した場合は、売主に対して、修補、代替品供給、代金減額、または損害賠償の請求及び解除を求めることができる。
- 売主は、買主に不当な負担を課するものでないときは、買主と協議した上で、前項で買主が求める方法と異なる方法による履行の追完を行うことができる。
- 買主は、契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、履行の追完、代金の減額、または損害の賠償の請求及び契約の解除をすることができない。
- 買主は、前条に定める検査では直ちに発見することができなかった契約不適合（数量の相違を除く）を発見したときは、引き渡し後3か月以内に、売主に対しその旨の通知を発しなれば、履行の追完、代金の減額、または損害賠償の請求および契約の解除をすることができない。
- 買主は、履行の追完または代金の減額請求をした場合においては、損害賠償の請求及び解除をすることができない。
- 本条各項の規定は、第1項により売主が本製品の代替品を納入した場合の当該代替品についても準用する。

第20条（規格の明示、確認）

- 買主は、売主に本製品を発注する場合、売主に対し、要求する品質を仕様書等の購買データをもって明示し、相互において品質打合せを行うことで、買主の要求する品質を売主に十分理解させるように努める。
- 売主は、本製品が買主の要求する品質に合致したものであることを確認のうえ、買主の指定する場所に納入する。

第21条（受入検査）

買主は、売主の納入する本製品を受け入れる場合には、売主から事前に配合設定書または試験

第22条（立入検査）

買主は、本製品の品質確認のため、資料の提供及び買主または買主の顧客からの立入検査を売主に要求できるものとし、売主は、原則として、買主の要求を受け入れるものとする。

第23条（議渡禁止）

売主は、買主の文書による承諾がなければ、本約款及び個別契約より生ずる権利もしくは義務の全部または一部を、第三者に議渡してはならない。

第24条（秘密保持）

- 買主及び売主は、本約款及び個別契約、その他買主及び売主間で締結したその他の契約等に関して知り得た相手方の営業上の秘密事項、その他の重要事項等を自己及び自己の親会社、子会社もしくは関連会社を除く第三者（法令上守秘義務を負う弁護士、公認会計士等を除く）に開示または本約款に定める目的以外に使用してはならない。
- 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外されるものとする。
 - 開示のときに既に公知であった情報または既に一般に入手が可能であった情報。
 - 開示者から受領した際に被開示者が既に了知していたもので、その旨を被開示者が立証しうる情報。
 - 開示者に対して秘密保持義務を負わない第三者から被開示者が適法に入手した情報。
 - 開示後に被開示者の責によらず公知または一般に入手が可能になった情報。
 - 開示者が個別に開示することに同意した情報。
 - 法令または証券取引所等の自主規制団体等の規則あるいは公的機関等の命令または要請により開示が必要とされる情報。
- 本約款第22条により、買主の顧客が売主に対して立入検査を要求する場合、当該顧客は、事前に売主との間に、前項と同等の秘密保持契約を締結するものとする。

第25条（解除及び期限の利益の喪失）

- 買主または売主は、相手方が本約款または個別契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本約款または個別契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における本約款または個別契約の違反が本約款、個別契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 買主または売主は、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何らの催告なく、直ちに本約款または個別契約の全部または一部を解除することができる。ただし、当該事由が解除当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。
 - 本約款または個別契約に関し、相手方による重大な違反または背信行為があったとき
 - 債務の全部または一部の履行が不能であるときまたは相手方がその債務の全部または一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。ただし、一部履行不能の場合は当該一部に限り、解除することができる。
 - 前号の規定にかかわらず、債務の一部の履行が不能である場合または相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは本約款または個別契約の全部を解除

することができる。

- ④ 本約款または個別契約上、特定の日時または一定の期間内に履行をしなければ本約款または個別契約の目的を達することができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき
 - ⑤ 前各号に掲げる場合のほか、相手方がその債務の履行をせず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき
 - ⑥ 監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
 - ⑦ 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、自ら振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなったときまたは銀行取引停止処分を受けたとき
 - ⑧ 信用資力の著しい低下があったときまたはこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
 - ⑨ 第三者により差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行もしくは担保権の実行としての競売または公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
 - ⑩ 破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算手続開始の申立てがあったときまたは債務整理の通知がされたとき
 - ⑪ 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止もしくは変更または解散の決議をしたとき
 - ⑫ その他本約款または個別契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき
3. 前二項に基づいて本約款または個別契約を解除し、そのことによって損害が生じた場合、解除した当事者は、相手方にその損害の賠償を請求することができる。
4. 買主または売主のうち、第1項または第2項により本約款または個別契約を解除された者は、これにより損害を被った場合であっても、相手方に対して当該損害の賠償を請求することはできない。
5. 買主が第2項各号のいずれかに該当した場合、もしくは本約款または個別契約が解除された場合、買主は、当然に本約款、個別契約及びその他売主との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、売主に対して負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならない。

第26条（通知事項）

買主または売主は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対し、事前にその旨を書面により通知しなければならない。

- ① 解散、合併、分割、株式交換・移転、資本の減少、事業の譲渡、その他これらに類する事業場重要な事項の変更。
- ② 商号、事業目的、住所または本店所在地の変更。

第27条（遅延損害金）

買主が本製品代金の支払を怠ったときは、買主は、売主に対して支払期日の翌日から完済の日まで年14%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第28条（損害賠償責任）

買主または売主は、相手方が本約款または個別契約の条項に違反し、他の当事者に損害を与えたときは、違反した当事者は、損害を被った当事者に対し、その損害を賠償する。

第29条（製造物責任）

売主は、本製品の欠陥により、買主または第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償する。

第30条（反社会的勢力との取引排除）

1. 買主及び売主は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- ① 自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「反社会的勢力」という）であること
- ② 反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること
- ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ④ 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑥ 自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 売主及び買主は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前項に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本約款を解除し、かつ、これにより被った損害の賠償を相手方に対して請求することができる。

3. 前項により本約款を解除された当事者は、これにより損害を被った場合であっても、相手方に対して当該損害の賠償を請求することはできない。

第31条（分離可能性）

1. 本約款の各条項の全部または一部が法令に基づいて無効と判断された場合であっても、当該条項の無効と判断された部分以外の部分及び本約款のその他の規定は、有効とする。
2. 本約款の各条項の一部が、ある購入者との関係で無効とされ、または取り消された場合であっても、その他の購入者との関係においては、本約款は有効とする。

第32条（契約終了時の措置）

本約款が終了した後であっても、第24条（秘密保持）、第28条（損害賠償責任）、第29条（製造物責任）及び第30条（反社会的勢力の排除）の規定は、その効力を有するものとする。

第33条（協議）

本約款に定めなき事態が生じ、または条項の解釈に疑義を生じた場合、買主及び売主は、法令ならびに慣習に従い、互いに信義誠実を旨とし、その都度円満なる協議の上、決定する。

第34条（管轄裁判所）

買主及び売主は、本約款または個別契約に関し、万一当事者間に於いて紛争が生じた場合は、被告の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

制定 2025年3月31日

NIPPPOグループ会社 一覧

	会社名		会社名
1	株式会社NIPPPO	33	横浜ベリアスコン株式会社
2	株式会社リサイクルグリーン北海道	34	日本舗材株式会社
3	函館舗道株式会社	35	山梨アスコン株式会社
4	苫小牧グリーンアスコン株式会社	36	株式会社いばらぎ中央アスコン
5	株式会社道北舗道	37	筑波グリーンアスコン株式会社
6	株式会社円輪建設	38	古河アスコン株式会社
7	陽伸工業株式会社	39	栃木共同アスコン株式会社
8	十勝舗道株式会社	40	栃木北アスコン株式会社
9	株式会社大三建設	41	伊勢崎アスコン株式会社
10	株式会社北斗	42	渋川アスコン株式会社
11	岩手グリーンアスコン株式会社	43	高崎アスコン株式会社
12	株式会社宮古アスコン	44	千葉東アスコン株式会社
13	宮城りんかいアスコン株式会社	45	袖ヶ浦アスコン株式会社
14	石巻アスコン株式会社	46	株式会社京葉アスコン
15	秋田グリーンアスコン株式会社	47	エイ・エックス株式会社
16	富樫建設株式会社	48	越後舗材株式会社
17	万世アスコン株式会社	49	富舗建設株式会社
18	会津アスコン株式会社	50	庄川アスコン株式会社
19	福島県南アスコン株式会社	51	辰村道路株式会社
20	あづまアスコン株式会社	52	株式会社グリーンテック
21	いわき舗道株式会社	53	しなのアスコン株式会社
22	熊谷アスコン株式会社	54	株式会社リサイクル中部
23	大宮アスコン株式会社	55	株式会社リサイクル濃飛
24	越谷アスコン株式会社	56	東濃アスコン株式会社
25	戸田アスコン株式会社	57	株式会社リサイクル芝川
26	川越アスコン株式会社	58	中遠アスコン株式会社
27	多摩アスコン株式会社	59	株式会社リサイクル御殿場
28	株式会社アスケン	60	春日井アスコン株式会社
29	相模原アスコン株式会社	61	知多舗材株式会社
30	川崎ベリアスコン株式会社	62	豊田アスコン株式会社
31	西湘アスコン株式会社	63	岡崎舗材株式会社
32	大和アスコン株式会社	64	三重舗材株式会社

65	尾鷲舗道株式会社	95	朝倉アスコン株式会社
66	株式会社湖東アスコン	96	株式会社長崎日舗
67	株式会社プレミックアス	97	株式会社トーアス
68	株式会社福井舗材	98	熊本舗材株式会社
69	株式会社堺りんかいアスコン	99	株式会社人吉ロード
70	株式会社しらさぎアスコン	100	豊中建設株式会社
71	株式会社阪神アスコン	101	宮崎中央舗材株式会社
72	株式会社エース	102	株式会社はまゆうロード
73	株式会社瀬戸アスコン	103	株式会社倉岡建設
74	ひうちアスコン株式会社	104	株式会社東郷建設
75	株式会社南四国アスコン	105	さつまアスコン株式会社
76	山陰アスコン株式会社	106	株式会社沖舗
77	井笠アスコン株式会社	107	大分共同アスコン
78	ニューロード株式会社	108	小林共同アスコン企業体
79	岡山アスコン株式会社	109	道北グリーンアスコン
80	米子舗材株式会社	110	千秋アスコン共同企業体
81	倉吉アスコン株式会社	111	六郷アスコン共同企業体
82	鳥取アスコン株式会社	112	庄内日本海アスコン共同企業体
83	広島舗材株式会社	113	共同企業体 米沢アスコン
84	安芸アスコン株式会社	114	共同企業体 白河アスコン
85	備後アスコン株式会社	115	会津中央アスコン共同企業体
86	広島中央アスコン株式会社	116	川崎シーサイドアスコン
87	アスミック山口株式会社	117	南総共同アスコン
88	株式会社スキル	118	千葉アスコン
89	株式会社山陽アスコン	119	東総アスコン
90	宇部アスコン株式会社	120	糸魚川アスコン共同企業体
91	東瀝青建設株式会社	121	共同企業体はまなす舗材
92	株式会社新門司アスコン	122	木曾舗材株式会社
93	福岡中央アスコン株式会社	123	安芸瀬野アスコン
94	株式会社フェアロード		